

平成24年 6 月 20 日（水曜日）

○出席議員（16名）

議 長	夷 藤	満 君	8 番	北 川	悦 子 君
1 番	太 田 臣	宣 君	9 番	能 村	憲 治 君
2 番	中 島 利	美 君	10 番	清 水	文 雄 君
3 番	酒 本 昌	博 君	11 番	水 口	裕 子 君
4 番	生 田 勇	人 君	12 番	渡 辺	旺 君
5 番	川 口 正	己 君	13 番	八 田	外 茂 男 君
6 番	藤 井 良	信 君	14 番	中 川	達 君
7 番	恩 道 正	博 君	15 番	南	守 雄 君

○説明のため出席した者

町 長	八 十 出	泰 成 君	総務部税務課長	若 林	優 治 君
教 育 長	西 尾 雄	次 君	まちづくり政策部 企画財政課長	田 中	徹 君
総 務 部 長	高 木 和	彦 君	まちづくり政策部情報政策課長 兼公聴広報室長	岩 本 昌	明 君
まちづくり政策部長	中 西 昭	夫 君	町民福祉部 町民生活課長	大 徳	茂 君
町民福祉部長	川 口 克	則 君	町民福祉部 健康推進課長	下 村 利	郎 君
都市整備部長	長 丸 一	平 君	町民福祉部 介護福祉課長	長 谷 川	徹 君
教育委員会教育次長	長 丸 信	也 君	町民福祉部 環境政策課長	中 宮 憲	司 君
消 防 長	津 幡	博 君	都 市 整 備 部 産 業 振 興 課 長	喜 多 哲	司 君
町民福祉部 担当部長	北	雅 夫 君	都市整備部都市建設課長 兼北部開発対策室長	井 上 慎	一 君
都市整備部担当部長 兼企業立地推進室長	山 田 吉	弘 君	都 市 整 備 部 上 下 水 道 課 長	長 田	学 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	重 原	正 君	教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	北 川 真	由 美 君
総 務 部 長 総 務 課 長	島 田 睦	郎 君	教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	岩 上 涼	一 君

1台)につきましては、除雪車の購入に際し、指名競争入札の結果、落札者となった企業と物品購入契約を締結するためのものであります。

以上、追加議案の提案理由につきまして説明をいたしました。どうぞ適切なるご決議を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長【夷藤満君】 提案理由の説明は終わりました。

○質 疑

○議長【夷藤満君】 これより追加議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。——質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

○議案の委員会付託

○議長【夷藤満君】 お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第50号財産の取得について〔除雪車 1台〕は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり所管の総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【夷藤満君】 ご異議なしと認めます。よって、議案第50号は議案付託表のとおり所管の総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○休 憩

○議長【夷藤満君】 この際、議案審査のため、暫時休憩いたします。

午後1時02分休憩

午後1時15分再開

○再 開

○議長【夷藤満君】 休憩前に引き続き会議

を開きます。

議事を続行いたします。

○議案一括上程

○議長【夷藤満君】 日程第2、去る6月13日、各常任委員会に付託いたしました議案32号専決処分の承認を求めることについて〔平成23年度内灘町一般会計補正予算（第6号）〕から議案第49号事務の相互委託に関する規約の変更についてまでの18議案並びに先ほど総務産業建設常任委員会に付託いたしました議案第50号財産の取得について〔除雪車 1台〕、また継続審査となっております請願第11号及び今期定例会までに受理されました請願第13号を一括して議題といたします。

○常任委員長報告

○議長【夷藤満君】 これより各常任委員会における議案の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

生田勇人総務産業建設常任委員長。

〔総務産業建設常任委員長 生田勇人君 登壇〕

○総務産業建設常任委員長【生田勇人君】 平成24年第2回定例会において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、関係部課長からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第32号専決処分の承認を求めることについて〔平成23年度内灘町一般会計補正予算（第6号）〕第1条歳入歳出予算の補正中、歳入全部、歳出第1款議会費第1項議会費、第2款総務費第1項総務管理費、第2項徴税费、第4項選挙費、第6項監査委員費、第7項交通安全対策費、第4款衛生費第3項上水道費、第5款労働費第1項労働諸費、第6款農林水産業費、第1項農業費、第2項林業費、第4項国土調査費、第7款商工費第1項商工費、第8款土木費第1項土木管理費、第2項道路橋りょう費、第3

項都市計画費、第4項住宅費、第9款消防費第1項消防費、第12款公債費第1項公債費、第13款諸支出金第2項基金費の各款項及び第2条地方債、第3条繰越明許費第8款土木費第2項道路橋りょう費、第3項都市計画費については、いずれも妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第33号専決処分の承認を求めることについて〔平成23年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）〕については、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第34号専決処分の承認を求めることについて〔平成23年度内灘町新エネルギー事業特別会計補正予算（第4号）〕については、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第38号専決処分の承認を求めることについて〔内灘町税条例の一部を改正する条例〕については、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第42号平成24年度内灘町一般会計補正予算（第1号）第1条歳入歳出予算の補正中、歳入全部、歳出1款議会費1項議会費、2款総務費1項総務管理費、2項徴税費、5項統計調査費、6項監査委員費、6款農林水産業費1項農業費、7款商工費1項商工費、8款土木費1項土木管理費、9款消防費1項消防費の各款項については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

なお、9款消防費1項消防費の補正予算に関し、消防庁舎建設は緊急性のある重要な事業であり、その早期着手のためにも、財源確保に向け、国、県に対して引き続き粘り強く要望活動を行っていただくよう、当委員会として申し入れいたします。

議案第46号内灘町都市公園条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第47号内灘町火災予防条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を

可とすることに決しました。

議案第50号財産の取得について〔除雪車1台〕は、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

次に、新規に提出されました請願の審査の結果を報告いたします。

請願第13号志賀原発を再稼働させることなく、廃炉にするよう、国への意見書提出を求める請願書については、採決の結果、不採択とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

なお、本委員会として所管にかかわる事項について閉会中も調査することに決しましたので、申し出いたします。

平成24年6月20日

総務産業建設常任委員会委員長 生田勇人
○議長【夷藤満君】 藤井良信文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 藤井良信君 登壇〕
○文教福祉常任委員長【藤井良信君】 平成24年第2回定例会において、文教福祉常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、教育長及び関係部課長などからそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第32号専決処分の承認を求めることについて〔平成23年度内灘町一般会計補正予算（第6号）〕第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第2款総務費第3項戸籍住民基本台帳費、第3款民生費第1項社会福祉費、第2項児童福祉費、第4款衛生費第1項保健衛生費、第2項清掃費、第10款教育費第1項教育総務費、第2項小学校費、第3項中学校費、第4項社会教育費、第5項保健体育費の各款項については、いずれも妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第35号専決処分の承認を求めることに

まず最初に、議案第42号、第3款第2項児童福祉費について、反対の立場で討論します。

保育所民営化により、新保育園の建設をするために、現在ある鶴ヶ丘保育所の解体撤去費用として1,000万円が計上されています。現在、国会のほうでは子ども・子育て新システムを十分な議論もなく推し進めようとしています。今後ますます保育所に対して国、自治体の責任放棄と金もうけの保育になりかねません。

そういう中で、だれもが公平な保育を受けられる町立の保育所として、また災害時にも役立つ保育所が必要と考えます。現在、4カ所の町立保育所がありますけれども、民営化されますと残すところ2カ所だけとなってしまいます。

そういう意味からしても、この議案第42号、3款2項児童福祉費について、反対いたします。

続いて請願第13号志賀原発を再稼働させることなく、廃炉にするよう、国への意見書提出を求める請願書に賛成の立場で討論します。

けさのテレビ、新聞報道によれば、志賀原発周辺にある邑知潟南縁断層帯や森本・富樫断層帯が全長71キロにわたって連動した場合、原発に及ぶ地震動の一部が北陸電力の従来の想定を上回ることが明らかになったとしています。

志賀原発第1号機は、福島第一原発1号機から4号機と同じ格納容器のマークI型です。日本に対して大変申しわけない。1978年から福島原発事故のようなことが起こるのではないかとおそれていた。マークI型を内部告発した技術者デール・ブラインデンボウは、米国のマークI型の安全評価はそのまま日本には適用できない。地震が多発する地域でのマークI型の安全解析を行っていないと述べています。

また、1980年代にはマークI型を廃止すべきか真剣に検討し、今も地震の危険性の高い

場所では真剣に考えるべきだと指摘しています。

マークI型は、沸騰水型原子炉の最初の格納容器であるため、圧力抑制室が冷却材喪失事故時に受ける大きな力に対して、構造的に弱点を持ち、地震動で破損する可能性があるなど、開発当初から問題視されてきたものです。

また、再稼働に向けてのストレステストを原子炉を製造したメーカー自身が受注して行っています。志賀原発1号機、2号機は、日立製の原子炉であります。ストレステストの段階で外部の人が評価できることが検査の本来の姿ではないでしょうか。

新たな安全神話にとらわれ、いつまでも原発にしがみつくとではなく、原発ゼロの日本への政治決断が必要ではないでしょうか。決断してこそ、当面の電力供給のために液化天然ガスなどの確保を初め、電力の供給力を高める仕事も節電、省エネルギー対策を図る仕事も、ゼロの決断をしてこそ本格的に取り組むことになるのではないのでしょうか。

原発交付金を自然エネルギー開発を支援するものに切りかえて、地域に新たな産業と雇用をつくり出すとともに、立地自治体の当面の仕事や営業を守る仕事にも原発ゼロの決断をしてこそだと思います。

志賀原発から40キロにある内灘町から志賀原発の再稼働を許さない、廃炉にすべきの意見書を国に上げることは大きな意義を持つと思います。議員の皆様の賛同をお願いいたします。

○議長【夷藤満君】 ほかに討論ありませんか。

11番、水口裕子議員。

〔11番 水口裕子君 登壇〕

○11番【水口裕子君】 北川議員に続いて、請願13号に賛成の討論をいたしたいと思いません。

大飯原発が再稼働をされようとしておりま

す。国民を見ず、国民の声を聞かず、一握りの政治家が、一握りの企業家の言いなりになっている今の日本の姿を恥ずかしいと思いません。

国の品格はかけらも見えません。国民の命を守るための安全基準の見直しや防災体制の確立など、何もかも置き去りにしたまま、安全神話が復活されつつあるということは、今、北川悦子議員もおっしゃいました。

野田首相は、一体どのようにして、どんな安全を確認したというのでしょうか。結局、原子力発電というものが絶対の安全を確保できるものではなく、民主的に運営できるものでもなく、人の生存や民主主義とは相入れないものだということを証明して見せただけです。

心配していたとおり、大飯原発の再稼働がタイムテーブルにのった途端に伊方原発や玄海原発とともに次の標的として志賀原発が選ばれたことは、皆様もう既にご存じのとおりです。すべて推進していく人たちの思惑どおりです。

けれど、私たちはこんな状況を認めてはいない。原発のない暮らしがしたい。安心して子供を産み育てることができる石川県でありたい。石川県をこのままきれいなまま残していきたい。それが多くの県民、多くの町民の思いであり、願いでございます。

5月5日にすべての原発がとまって以来、全国で何の問題もなく脱原発は続いています。私たちには原発なしで暮らしていく知恵と覚悟があります。夏日の消費電力のわずかなピーク時ぐらい、幾らでも対策はとっていきます。何よりも電気は足りているということに多くの人がマスコミからの情報だけでなく、さまざまな情報を得ることによって電気が足りているということにみんなが気がつきつつあります。だまされ続けては私たちもいません。

このTシャツも電気は足りているということを書いたTシャツですけれども、この表を

どこかで皆さんも見たことがあるのじゃないかと思います。水力と火力と、そして自然エネルギーとで使っている電気は足りているんだということをあらわしたこの図は、本当に今回の3.11事故以来、有名になりました。皆様まだ見たことがなければ、ぜひインターネットなどで検索して見ていただきたいと思います。皆さんはもう既にご存じのことと思います。

しかも、志賀原発は建設当時から発電した電気をどうやって消費していくのか困っていたくらいの原発です。北陸電力管内でいえば志賀原発は昨年3月にとまりました。そして、それ以来、もう1年以上も私たちは原発の電気を使っていないのです。

昨年の夏もちゃんと乗り切ってまいりました。何の問題もありませんでした。どこも不自由はしませんでした。私たち内灘町議会は、金は1年という内灘村のときからのDNAを誇り高く掲げて、その精神をもち続けていかなければならない大切な役目があります。麻薬と言われている原発への補助金や交付金をもっと県全体を汚染してしまう前に、私たちは原発をとめなければなりません。

地震大国の日本にこの地震が活動期に入った今の日本に、原発は適していないということも先ほども申されました。そのとおりであります。子供たちのための持続可能な未来を見据えて、大飯原発の再稼働に日本全体が揺れている今こそ、私たち内灘議会は脱原発を掲げる町長に続き、はっきりと原発は要らない、そういう意思を示していかなければならないときだと思います。

子や孫に内灘町民であることを、脱原発を選んだ町であることを誇りに思ってもらえるときが必ず来ます。皆さん、どうかこの請願13号に賛同してくださるように呼びかけます。心からお願いします。どうか子供たちの未来のためにこの請願13号を採択してくださるようお願いして、討論いたします。

○議長【夷藤満君】 ほかに討論ありませんか。

7番、恩道正博議員。

〔7番 恩道正博君 登壇〕

○7番【恩道正博君】 議席7番、恩道正博です。

請願第13号志賀原発を再稼働させることなく、廃炉にするよう、国への意見書提出を求める請願書について、委員長報告の不採択に賛成の立場から討論をさせていただきます。

まず、この請願理由の中の第1番目ですけれども、先ほど北川議員からもありました1号機は確かにマークI型でございますけれども、2号機につきましては、いわゆる改良型、沸騰水型の採用で、原子炉容器、格納容器の安全性、信頼性が図られていること。それと、1号機の運転開始が平成5年の7月、2号機については平成18年の3月ということで、まだ運転開始から、いわゆるこれまでの新聞紙上、いろんなところで訴えております40年めどとか、そういうことからいきましたもまだまだ安全性と信頼性があるというふうに思われます。

それと2番目の志賀原発周辺での大地震の可能性ということですが、これも先ほどけさの朝刊にも出ておりました。これにつきましても、北陸電力が経済産業省原子力安全・保安院の専門家会合のほうへ公表しておりますけれども、これらのいわゆる北陸電力が提出しました計算書等の妥当については、今後、この専門家会合での審議というか、していくということで、専門家会合の中で、いわゆる妥当性、それと北陸電力に求める対応を協議するというようになっております。

次に、3番目の志賀原発での過酷な事故が起こった場合、いわゆる奥能登の住民避難ということもありますけれども、これについても今月6月9日でしたか、いわゆる石川県の原子力防災のありましたけれども、これについてもこれから、特に県知事の谷本知事で

は確かに今原則では原発から遠ざかる、いわゆる避難住民については遠ざかる方向でありますけれども、風向きや施設の被害状況に応じて臨機応変に対応することも必要ということで、これも隣接する富山県氷見市等へも含めた柔軟な姿勢で臨むということも記者会見のほうで言われております。

状況次第では富山県への1次避難も考えられ、富山県知事にも避難住民の受け入れをお願いし、了承をいただいているという説明もありました。

次に、第4番目の志賀原発での北陸電力管内での電力供給面では、なくても支障がないということでもありますけれども、いわゆる電力に関しては確かに北陸電力とか中部電力とかいろんな電力会社の管轄がございますけれども、この日本全体を考えた場合、あくまでも電力は安定供給ということが必要かと思えます。

それで、管内だけじゃなく、日本全体での産業経済のそういうことを考えていきますと、まだまだ廃炉という、早急な廃炉ということにはならないのではないかとということから、改めてこの請願13号につきましては不採択に賛成の立場から討論をさせていただきます。議員各位にはよろしく願いをいたします。

○議長【夷藤満君】 ほかに討論ありませんか。——討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



○表 決

○議長【夷藤満君】 これより議案の採決に入ります。

まず、議案第32号専決処分の承認を求めることについて〔平成23年度内灘町一般会計補正予算（第6号）〕を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案承認であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第32号は原案のとおり承認されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第33号専決処分の承認を求めることについて〔平成23年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）〕を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案承認であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第33号は原案のとおり承認されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第34号専決処分の承認を求めることについて〔平成23年度内灘町新エネルギー事業特別会計補正予算（第4号）〕を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案承認であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第34号は原案のとおり承認されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第35号専決処分の承認を求めることについて〔平成23年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）〕を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案承認可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第35号は原案のとおり承認されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第36号専決処分の承認を求めることについて〔平成23年度内灘町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）〕を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案承認であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第36号は原案のとおり承認されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第37号専決処分の承認を求めることについて〔平成23年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第4号）〕を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案承認であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第37号は原案のとおり承認されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第38号専決処分の承認を求めることについて〔内灘町税条例の一部を改正する条例について〕を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案承認であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。

よって、議案第38号は原案のとおり承認されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第39号専決処分の承認を求めることについて〔内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について〕を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案承認であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第39号は原案のとおり承認されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第40号専決処分の承認を求めることについて〔平成24年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）〕を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案承認であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第40号は原案のとおり承認されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第41号専決処分の承認を求めることについて〔平成24年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第1号）〕を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案承認であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第41号は原案のとおり承認され

ました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第42号平成24年度内灘町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立多数であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第43号平成24年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議案第44号外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例について並びに議案第45号内灘町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例についての2議案を一括して採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議案第44号並びに議案第45号の2議案は原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 お諮りいたします。ただいま議題となっております2議案につきましては、会議規則第39条第2項の規定により提案理由の説明を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【夷藤満君】 ご異議なしと認めます。よって、本議案については提案理由の説明を省略することに決定いたしました。



○質 疑

○議長【夷藤満君】 次に、質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



○討 論

○議長【夷藤満君】 次に、討論に入ります。討論ありませんか。——討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



○表 決

○議長【夷藤満君】 これより議案の採決に入ります。

議会議案第9号「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書の提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。本議案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議会議案第9号は、原案のとおり可決されました。

○議長【夷藤満君】 次に、議会議案第10号再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書の提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。本議案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。よって、議会議案第10号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の提出先及びその他の処理方法につきましては、議長に一任願います。



○休 憩

○議長【夷藤満君】 この際、暫時休憩いたします。

午後2時03分休憩



午後2時30分再開

○再 開

○議長【夷藤満君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行いたします。



○議案の上程

○議長【夷藤満君】 追加日程第1、先ほど採択されました議会議案第11号公的年金2.5%の引き下げに反対する意見書の提出についてを議題といたします。



○提案理由の省略

○議長【夷藤満君】 お諮りいたします。本議案については、会議規則第39条第2項の規定により提案理由の説明を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【夷藤満君】 ご異議なしと認めます。よって、本議案については提案理由の説明を省略することに決定いたしました。



○質 疑

○議長【夷藤満君】 次に、質疑に入ります。
質疑ありませんか。——質疑なしと認めま
す。

これをもって質疑を終了いたします。



○討 論

○議長【夷藤満君】 次に、討論に入ります。
討論ありませんか。——討論なしと認めま
す。

これをもって討論を終了いたします。



○表 決

○議長【夷藤満君】 これより議案の採決に
入ります。

議会議案第11号公的年金2.5%の引き下げ
に反対する意見書の提出についてを採決いた
します。

お諮りいたします。本議案については、原
案のとおり提出することに賛成の諸君の起立
を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【夷藤満君】 起立全員であります。
よって、議会議案第11号は、原案のとおり可
決されました。

ただいま可決されました意見書の提出先及
びその他の処理方法につきましては、議長に
一任願います。



○閉会中継続審査及び調査

○議長【夷藤満君】 次に、議会運営委員長
及び各常任委員長並びに各特別委員長から、
目下委員会において審査中の事件につき、会
議規則第75条の規定により閉会中の継続審査
並びに調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出の
とおり、閉会中の継続審査並びに調査に付す
ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【夷藤満君】 ご異議なしと認めます。
よって、各委員長から申し出のとおり閉会

中の継続審査並びに調査に付することに決定
いたしました。



○文教福祉常任委員会及び議会運営 委員会並びに議長の県外行政視察 研修への派遣

○議長【夷藤満君】 次に、文教福祉常任委
員会、議会運営委員会、私、議長の県外行政
視察研修への派遣についてお諮りいたします。

来る6月25日から27日までの間、文教福祉
常任委員会委員を小中学校の連携教育や健康
づくり計画などの視察研修のため、福岡県、
山口県へ。同じく7月4日から6日までの間、
議会運営委員会委員と私、議長を議会改革、
議会活動の活性化について及び東日本大震災
の被災地視察のため、宮城県へ派遣したいと
思います。

なお、派遣する議員の出張等細部の取り扱
いについては、あらかじめ議長に一任された
と思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【夷藤満君】 ご異議なしと認めます。
よって、本件は派遣することに決定いたしま
した。



○閉議・閉会

○議長【夷藤満君】 以上で今回の定例会に
付議されました議件は全部議了いたしました。

よって、平成24年第2回内灘町議会定例会
を閉会いたします。

連日、長時間にわたり精力的にご審議いた
だき、まことにご苦労さまでございました。

午後2時34分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、こ
こに署名する。

議会議長

署名議員

署名議員